

居宅介護支援重要事項説明書



社会福祉法人
須坂市社会福祉協議会

[2024年6月13日 更新]

第1章 社会福祉協議会の居宅サービスの概要

1. 法人の概要

- (1) 名称 社会福祉法人須坂市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 須坂市大字須坂 476-1
- (3) 代表者 会長 豊田 清寧
- (4) 設立年月 昭和 26 年 6 月
- (5) 連絡先 026-245-1619
www.suzaka-shakyo.jp (ホームページアドレス)
cocoro@suzaka-shakyo.jp (Eメールアドレス)

2. 運営方針

本会は、福祉サービス利用者の利益を保護し、地域の介護サービスの基盤の整備に寄与することにより、地域福祉の推進を図ることを目的として在宅福祉サービスを実施します。在宅福祉サービスの実施に当たっては、社会福祉法及び介護保険法等の社会福祉関係法令の趣旨を尊重し、利用者の居宅での日常生活を継続できるよう必要な支援を総合的に提供するものとします。

これらの方針を実現するため、次のサービス目標を掲げてサービス提供を行います。

- ◆ 本会は、利用者の在宅生活の継続を最優先します。
- ◆ 本会は、利用者の意思を尊重します。
- ◆ 本会は、介護者の負担の軽減をめざします。

サービスの提供に当たっては、関係市町村、包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

第2章 提供するサービスの概要

1. 事業所の種類

指定居宅介護支援事業所（平成 19 年 5 月 1 日指定）

2. 事業所の名称及び所在地・管理者・連絡先・実地地域

事業所の名称	所在地	管理者	電話番号	FAX
社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会 居宅介護支援事業部	須坂市大字須坂 476-1	横山 道郎	245-1640 (代表) 214-4131 (直通)	246-0054

実施地域 須坂市及び周辺（小布施町、高山村）地域

3. 営業時間

サービスの提供時間及び受付その他の管理業務時間

月曜日から土曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

- * 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。ただし、時間外や営業日以外についても電話等で対応します。

4. 事業の目的及び運営方針

- ◆ 本会では、介護が必要になった利用者が、可能なかぎり居宅において、その有する能

力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また、利用者の選択により、多様な事業所から、総合的かつ効率的に保健福祉サービスが提供されるよう支援することを目的として、利用者の心身の状況及び家庭環境と利用者及びその家族の意思を尊重し居宅介護支援サービスを提供します。また、須坂市地域包括支援センターからの事業委託により介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行います。

- ◆ サービスの提供開始に当たっては、利用者の意思および人格を尊重すると共に、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立の確保を図る観点より次のとおり利用者に対してあらかじめ説明を行います。

- ① 利用者から、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることができます。
- ② 利用者から、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- ③ 利用者に、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と、同一事業者によって提供されたものが占める割合について別紙にて説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表をいたします。
- ④ 取り扱い件数については、国が定める標準担当件数（35件）とします。

- ◆ サービスの提供に当たっては、市町村、須坂市地域包括支援センター、介護サービス事業者との連携、必要に応じて主治の医師、歯科医師、薬剤師との連携を行い、利用者、関係事業所を含めた担当者会議を持って提供いたします。居宅サービス計画（ケアプラン）は利用者、ご家族のご確認、同意を得て、利用者、関係事業所、必要に応じて主治の医師、歯科医師、薬剤師等へ交付します。定期的なモニタリング訪問、評価、見直しを行い、利用者の日常生活の継続並びに介護者の負担軽減に配慮しながら提供するものとします。また、利用者の入院等の事由が発生した場合は入院機関等へ担当介護支援専門員（ケアマネージャー）の氏名をお伝えいただき、日ごろから介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管していただきますようお願いいたします。

- ◆ 居宅介護支援事業部は、特定事業所加算（Ⅱ）の算定事業所となります。主任介護支援専門員（主任ケアマネージャー）を配置し、法定研修における実習生の受け入れを行い、人材育成への協力体制も整備されています（実習生研修期間においては個人情報取り扱い守秘義務遵守に基づき、実習生が同行させていただくことに対してご理解、ご協力をお願いいたします。）また、中重度の利用者や、地域包括支援センターから紹介された支援困難ケースに対し、積極的に取り組み、事業所内にて定期的なサービス検討会議の実施、地域包括支援センターが開催する研修会への参加、他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例研修会を実施しています。関係市町村、地域の保健・医療・福祉・介護サービス事業者と緊密な連携を図り、利用者の日常生活の継続並びに、介護者の負担軽減に配慮するよう総合的に支援します。

また質の高いケアマネジメントの推進を図る観点から、必要に応じて生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成いたします。そして24時間常時、緊急時においても連絡をとることができます。

連絡先 026-245-1640 または 090-4152-3344

5. 職員の体制

事業所	管理者		介護支援専門員（ケアマネージャー）	
	専任	兼任	専任	主任介護支援専門員
居宅介護支援事業部	0	1人	3人以上	1人以上

6. サービスの料金

- ◆ 介護予防支援（要支援1・要支援2）介護予防ケアマネジメント(事業対象者)
 - * 須坂市地域包括支援センターからの委託料となりますので利用者のご負担はありません。
- ◆ 居宅介護支援（要介護1から要介護5）
 - * 全額介護保険から給付されるため、ご利用者の負担はありません。
 - * ただし、保険料の滞納等により支援事業者（本会）に介護保険の給付がされない場合は下記の料金をお支払いいただきます。なお、この場合サービス提供証明書を発行いたしますので、市町村の介護保険担当窓口にご相談下さい。

居宅介護支援費	介護度	サービス料（月額）
	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円
加算	初回加算	3,000円
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円
	退院・退所加算Ⅰイ	4,500円
	退院・退所加算Ⅰロ	6,000円
	退院・退所加算Ⅱイ	6,000円
	退院・退所加算Ⅱロ	7,500円
	退院・退所加算Ⅲ	9,000円
	通院時情報連携加算	500円
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
	特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円

利用料以外の費用

- (1) 通常の事業実施区以外でサービスをご利用いただく場合、介護支援専門員の移動のための交通費として1km当たり37円をご負担いただきます。
- (2) 居宅介護支援サービスの記録等、事業所が作成する書類で公開可能な書類の複写物の交付を希望される場合は、1枚につき30円をいただきます。
- (3) その他、通常のサービスの範囲を超えて必要となる費用が生じた場合は、利用者のご負担となります。

7. サービスの提供方法

- ◆ 事業所では、利用者ごとに担当する介護支援専門員（ケアマネージャー）を決定しま

す。

- ◆ 担当の介護支援専門員は、利用者及びご家族の希望を伺った上で、サービス事業者等と調整をし、ケアプランを作成します。
- ◆ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成は、全社協方式（居宅サービス計画ガイドライン）を使用します。
- ◆ 要介護認定の更新・変更の場合等、申請業務の代行を行います。
- ◆ 利用者及びご家族の同意を得たうえで、利用者の心身の状況に応じ、主治の医師、歯科医師、薬剤師への相談・連携も行います。また、サービスの利用調整のため、毎月の給付管理票の管理を行うとともに、居宅サービス計画書（ケアプラン）の見直しや変更を行います。
- ◆ 担当する介護支援専門員（ケアマネージャー）は、利用者の申し出により変更することは可能です。また、事業所の都合により変更する場合は、利用者のご迷惑とならないよう配慮いたします。

第3章 緊急時及び事故発生時の対応等

1. 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、必要な措置を講じるとともに事前の打ち合わせにより主治医、協力病院、救急隊、親族、須坂市地域包括支援センター等に連絡いたします。

2. 事故発生時の対応及び再発防止

サービス提供中に事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに、速やかにご家族、関係機関に連絡いたします。尚、サービス提供者の責めに帰すべき事由により、損害を及ぼした場合は、速やかに損害を賠償します。ただし、利用者あるいは家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。また、発生要因を十分検討し、原因究明を行い、再発防止に努めます。

3. 損害賠償保険への加入

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会事業者総合保険
保障の概要	損害等賠償責任補償・傷害保障

第4章 個人情報の使用等及び秘密の保持

1. 事業者は居宅介護支援の提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同じです。
2. 利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、関係機関との連携において、利用者及び家族の個人情報を用いません。
3. 事業者は、個人情報保護法のに基づき、個人情報の取り扱いには守秘義務遵守のもと、細心の注意を払うことをお約束します。

第5章 虐待の防止について

本会は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 横山 道郎
-------------	-----------

2025年 月 日

指定居宅介護支援の提供にあたり、利用者及び契約者に対して本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業者 社会福祉法人須坂市社会福祉協議会 居宅介護支援事業部
所在地 須坂市大字須坂 476-1
説明者 職名 介護支援専門員

氏名 _____

私は、本書面により事業者から指定居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

家族 住所 _____

氏名 _____

(法定代理人) 住所 _____

氏名 _____

個人情報に関わる同意書

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会

会 長 豊 田 清 寧

2025 年 月 日付で契約を締結した居宅サービス利用契約に基づく居宅介護支援の利用にあたり、サービス担当者会議、行政機関・関係機関との連絡調整、その他居宅サービスの提供のために必要な場合について、私及び私の家族の個人情報を使用等（収集、提供含む）する事に同意いたします。

2025 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

家 族 住 所 _____

氏 名 _____